



第六次男女共同参画基本計画

第6次男女共同参画基本計画（説明資料）

令和8年3月13日
閣議決定

6次計画の位置づけ・構成等

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画**として策定

- 6次計画の構成は、以下のとおり

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

- 12の個別分野及び「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」について、それぞれ以下を定める。
 - 令和17年度末までの「**基本認識**」
 - 令和12年度末までを見通した「**施策の基本的方向**」と「**具体的な取組（施策）**」
- 各分野において掲げる具体的な取組を実施することによって、政府全体で達成を目指す水準である「**成果目標**」等を設定。

6次計画のポイント

女性の参画

- 「**2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること**」を引き続き目指し、取組を強化
→その水準を通過点として、2030年代には、**指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会**となることを目指す

- 固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏り等を背景に、依然として、両立のしづらさや特に女性の着実なキャリア形成が困難な状況があることを踏まえ、以下のとおり取り組む。

well-being

- あらゆる分野における意思決定に女性が参画するなど、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進
→男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、更には女性も男性も暮らしやすい**多様な幸せ（well-being）の実現**に資する

健康

- 女性の健康総合センター**を司令塔とした女性の健康相談支援体制の構築・強化、生活の質の向上を目指した**フェムテック**の推進

テクノロジー

- 男女共同参画の視点を**テクノロジー施策に反映**、テクノロジーの恩恵を誰もが享受できるよう**利活用を支援**

地域

- 地域における男女共同参画**を推進し、地域社会の活力を高める
→男女共同参画機構や男女共同参画センターを含む地方公共団体、経済団体、NPO等の連携

第1部・第2部の具体構成

第1部 基本的な方針

1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

※男女共同参画社会基本法をベースに提示

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状、予想される環境変化

- 6次計画は、以下のような社会情勢の現状に係る認識を踏まえたものとする。

社会構造の動向・変化	・人口減少、世帯構成の変化、女性の就業率の上昇、ワーキングケアラの増加、女性活躍に係る情報公表の充実、若者や女性が地方を離れる動きの加速等
意識・価値観の動向・変化	・根強い固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス等
テクノロジーの急速な進展・進化	・AI利活用の広がりによる恩恵とリスク、ジェンダード・イノベーション等
安全・安心に影響を与える要因	・テクノロジーの進展等による新たな形の暴力、地震などの災害等
国際的な潮流	・グリーン経済・デジタル経済への移行等

第2部 政策編

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

- 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
- 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

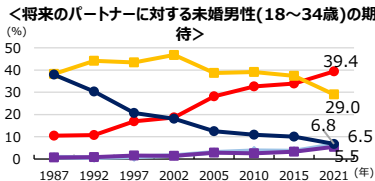
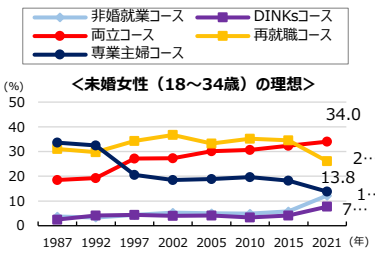
III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

主な取組

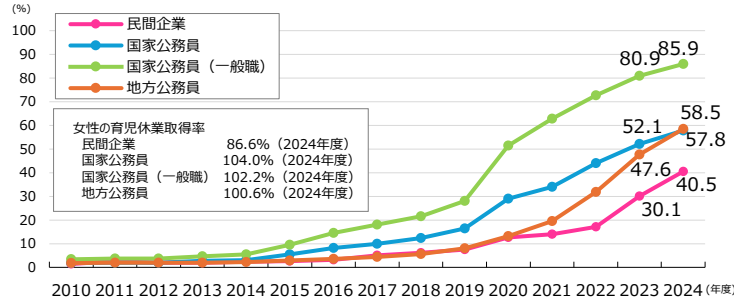
- **共働き・子育ての実現**に向けた仕事と育児の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進
- **ワーキングケアラ**の増加を見据え、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境を整備

■ ライフコースの希望の推移



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（独身者調査）」

■ 男性の育児休業取得率の推移



(出典) 1. 国家公務員は、2010年度から2012年度は総務省・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、2013年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、2014年度から2020年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、2021年度以降は内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」
2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」
3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」
4. 民間企業は、厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」

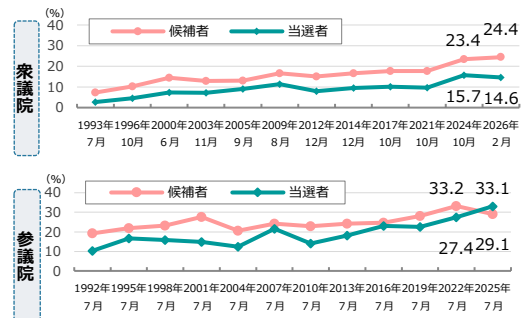
第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な取組

- 「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること」を引き続き目指し、取組を強化。その水準を通過点として、**2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会**となることを目指す
- 政治、司法、行政、経済、学術、教育、スポーツ、メディア分野等、**あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大**を進める

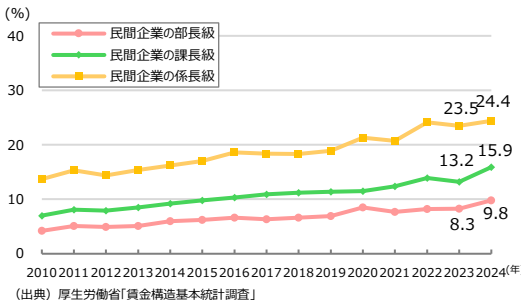
政治分野	政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って、女性候補者の割合を高めること等を要請等
経済分野	女性活躍推進法に基づく企業情報の見える化、女性役員登用の加速化に向けた取組、女性起業家に対する支援等

■ 衆・参選挙における候補者・当選者に占める女性の割合の推移



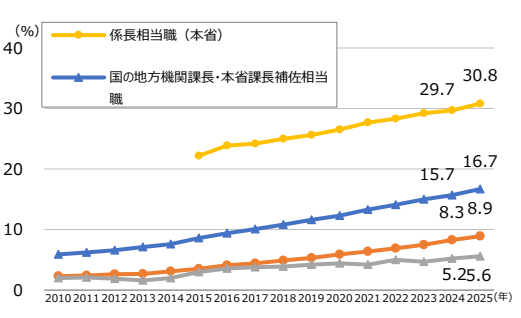
(出典) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」「参議院議員通常選挙結果調」

■ 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移



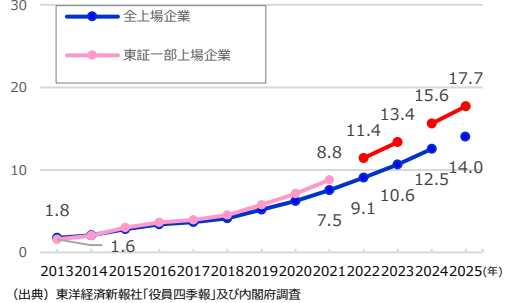
(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■ 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移



(出典) 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」

■ 女性役員比率の推移



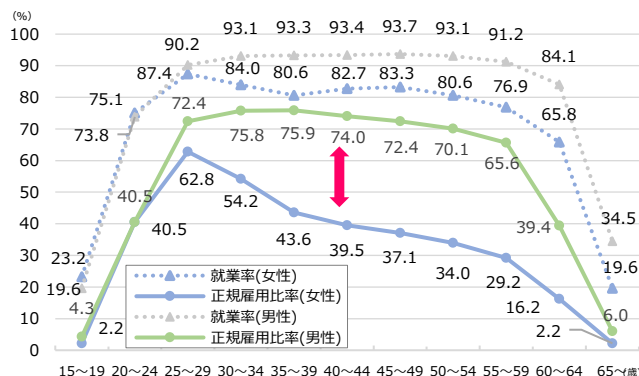
(出典) 東洋経済新報社「役員四季報」及び内閣府調査

第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備

主な取組

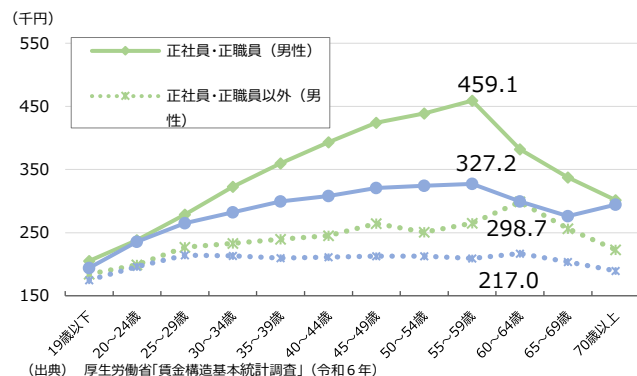
- 男女間賃金差異の公表の対象拡大、女性管理職比率の公表義務化等、**改正女性活躍推進法の着実な施行**
- リ・スキリング支援や就職支援等による**非正規雇用労働者の待遇改善、正社員転換**の推進
- 子育て中の女性等を対象に、スキルのアップデート等の**再就職支援**を実施
- **ハラスメント**に係る意識啓発及び防止対策の徹底

■ 年齢階級別正規雇用率（令和7年）



（出典）総務省「労働力調査（基本集計）」

■ 所定内給与額（雇用形態別・年齢階級別・令和6年）



（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）

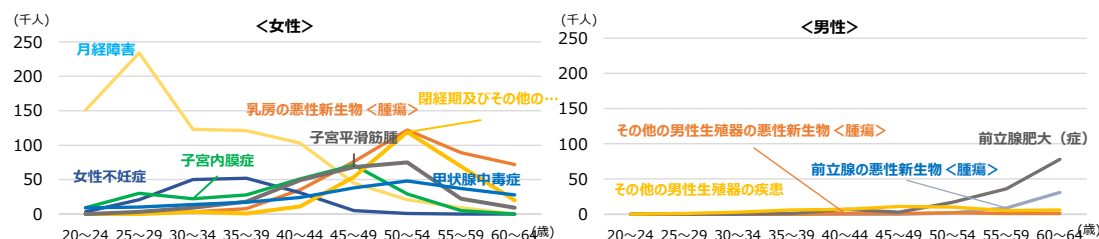
第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援

主な取組

- **女性の健康総合センター**を司令塔に、女性特有の疾患について、診療拠点の整備や研究等に取り組むとともに、女性の健康相談支援体制の構築・強化を進め、その成果を全国に広げる。
- 将来設計や将来の健康を考えて健康管理を行う**プレコンセプションケア**の情報発信
- より豊かな人生が歩めるよう、生活の質の向上を目指した**フェムテック**の推進
- **女性の更年期障害等、年代ごとの健康課題に関する啓発や治療**を含めた取組の推進
- 健診・相談事業等職場における取組の促進や健康経営の推進等、**仕事と健康課題の両立**を支援

■ 女性特有、男性特有の病気の総患者数（年齢階級別・令和5年）

（出典）厚生労働省「令和5年患者調査」

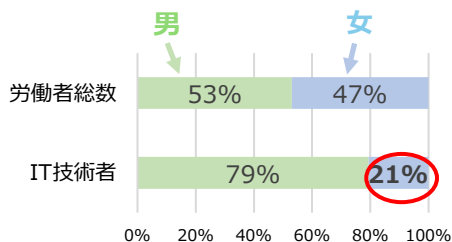


第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

主な取組

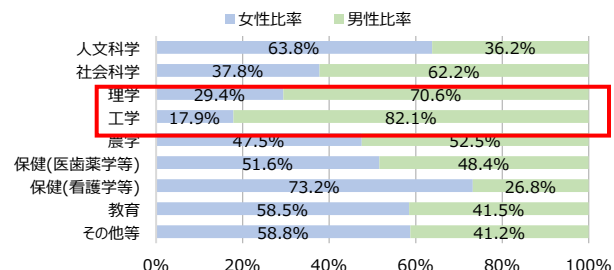
- 男女共同参画の視点を**テクノロジー施策**に反映
- デジタルスキルの習得、その先のデジタル分野への就労等、**女性デジタル人材**の育成
- 研究現場を主導する**上位職への女性登用を推進**するとともに、情報提供等を通じた理工系分野への進学・職業イメージの向上等により**女子生徒の理工系進路選択を促進**

■ IT技術者の男女比率（令和6年）



（出典）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

■ 大学（学部）の学生に占める女性の割合（令和7年）



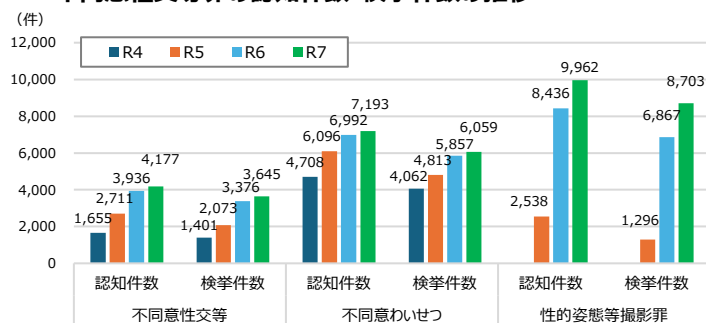
（出典）文部科学省「令和7年度学校基本調査」

第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

主な取組

- **ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤を形成するため、広報、啓発を推進**
- 各地域において性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを中核として**各関係機関が連携した相談支援体制の整備を進める**
- 被害者支援の一環として**加害者プログラムを推進**
- SNS等を通じた性暴力を防止するため、**インターネット上の被害の予防・拡大防止対策を推進**

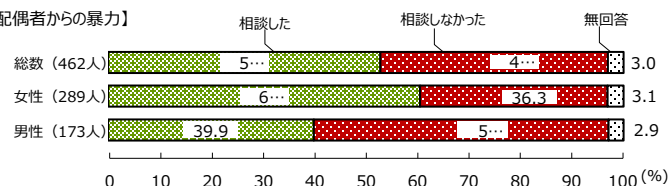
■ 不同意性交等罪の認知件数・検挙件数の推移



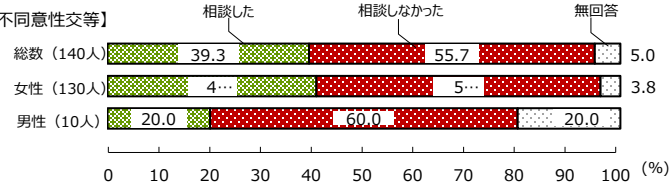
(出典) 警察庁「犯罪統計」

■ 被害を相談している割合 (令和5年)

【配偶者からの暴力】



【不同意性交等】



(出典) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年度)

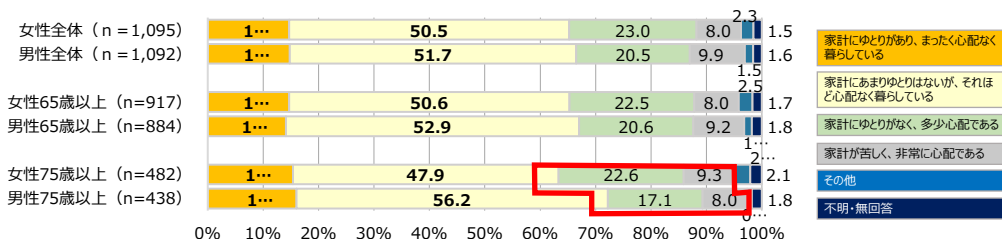
第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

主な取組

- 令和6年に施行された**女性支援新法**を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施
- 各自の収入などを踏まえた適正な額の**養育費の取決め**をすることが重要であること等について周知・啓発(法定養育費は暫定的・補充的なもの)
- 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

■ 現在の経済的暮らし向き (高齢者の経済生活に関する調査)

(出典) 内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査」

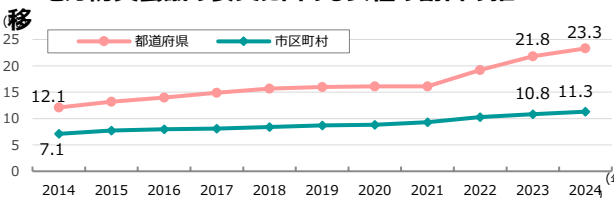


第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

主な取組

- 都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請
- **令和6年能登半島地震**を踏まえ、避難所における女性ニーズに配慮した対応等、**平常時から男女共同参画の視点を取り入れる**ために必要な取組を進める
- 「**女性・平和・安全保障 (WPS)**」を踏まえ、防災・災害対応及び復興のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れる

■ 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



(出典) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

■ 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン (避難所チェックシート)

避難所チェックシート

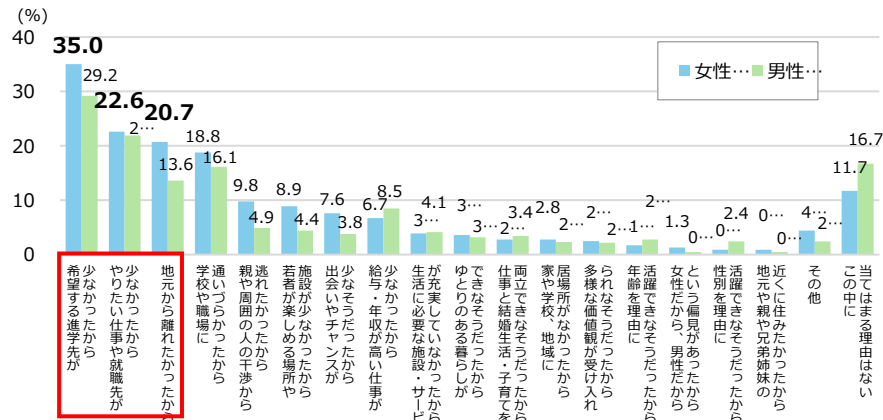
① 避難所のスペース	
プライバシー	☐ 授乳室 (椅子、授乳用の机やクッション、おむつ替えスペース) がある ☐ 男女別更衣室、男女別休憩スペースがある ☐ 男女別更衣室、男女別休憩スペースが離れた場所にある ☐ 隣接切り・パーティションがあり、その高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
要配慮者	☐ 適切な連絡が確保され、段差が解消されている ☐ 乳幼児がいる要配慮エリアがある ☐ 介護、介助が必要な人のためのエリアがある ☐ 華身女性や女性のみの専用エリアがある ☐ 女性専用スペース (女性用品の配置、女性相談) がある ☐ キッズスペース (子供たちの遊び場、勉強、情報提供) や授乳エリアがある ☐ 避難者がいるための備品 (応急ベッド等) が提供されている
トイレ	☐ 安全で行きやすい場所に設置されている ☐ 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある ☐ 女性トイレ：女性用品、防犯ブザーの配置、夜間トイレは女性用を多め ☐ 男性トイレ：尿取りパット等の配置 ☐ 多目的トイレが設置されている ☐ 洋式トイレが設置されている ☐ 屋外トイレは雨が降らない場所に設置されている ☐ トイレの個室、トイレまでの経路に夜間照明が設置されている ☐ トイレに紙がある
入浴施設	☐ 安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある ☐ 男女別わずらうで (又は付添いを受けながら) 入浴できる施設がある
食料	☐ 避難所の危険箇所や死角となる場所の把握、立入制限がされている ☐ 隣接切り・パーティションが高い場合は個室の定期確認がされている
その他	☐ 各部屋に避難民、(ビクトグラム、やさしい日本語) が設置されている ☐ 掲示物による情報提供 (インターネットが使用できない人、情報が届きにくい人向け) がされている

第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進

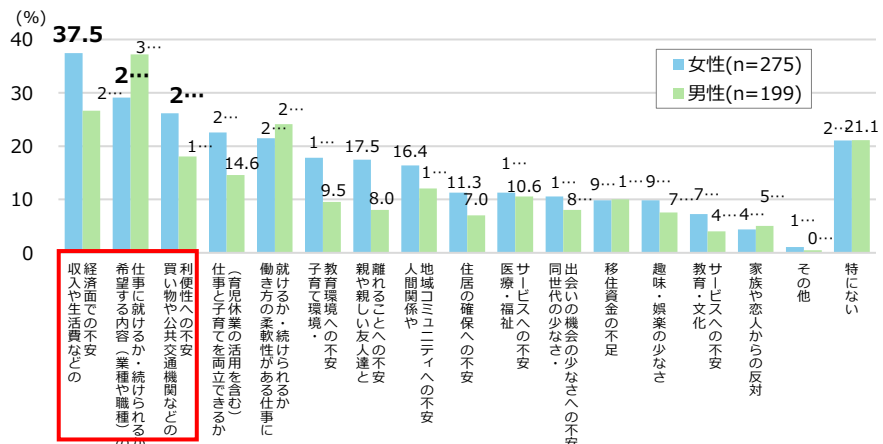
主な取組

- 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、様々な主体（経済団体、NPO等）との連携強化を含め、地方公共団体における男女共同参画の取組を推進
- 男女共同参画機構の設立及び男女共同参画センターの機能強化

■ 出身地域を離れた理由（男女別）（自分の都合で出身地域を離れて都会へ転出した者）



■ 現住地域以外に住むにあたって不安に思うこと（男女別）（将来、出身地域に住みたい者）



（出典）内閣府「令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」（令和6年度内閣府委託調査）。回答者は18～39歳の男女。

第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

主な取組

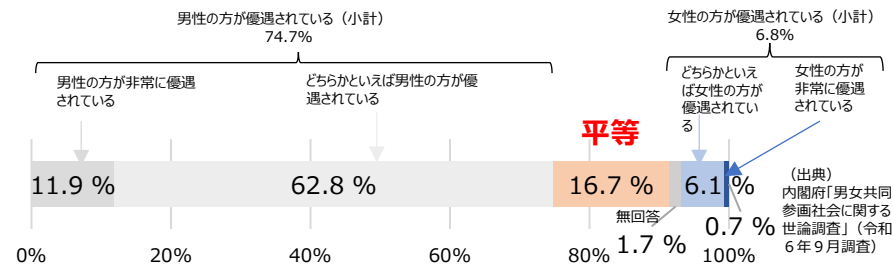
- 税制や社会保障制度を始めとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し
- 婚姻により氏を変更した人が不便さや不利益を感じることはないよう、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大に取り組む。夫婦の氏に関し、更なる検討を進める

第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

主な取組

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について周知・普及に努める

■ 社会全体における男女の地位の平等感



第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

主な取組

- G7、G20、APEC等の国際会議の場において、我が国の経験や取組等に基づく情報発信を行う

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

主な取組

- 「女性版骨太の方針」の策定に向けた検討を通じて、**6次計画の丁寧なフォローアップ**を行うとともに、それに基づいて更なる取組を促す
- 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計の充実を図る
- 若年層とも意見交換等を行い、**若年層の政策立案への関与**を図る

主な成果目標

水色網掛け：新設

●「成果目標」とは、**それぞれの分野において掲げる具体的な取組を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準**。また、当該成果目標に係る項目に直接取り組む機関・団体等が、地方公共団体や民間団体など政府以外の場合には、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けられるもの。

項目		現状値	成果目標（期限）	（参考） 5次計画の成果目標
男性の 育児休業 取得率	民間企業	40.5% (2024年度)	85% (2030年)	30%
	国家公務員	79.4% (2024年度)	85% (2030年度) ※ 2週間以上 一般職	30%
	地方公務員	70.1% (2024年度)	85% (2030年度) ※ 2週間以上 一般行政部門	30%
裁判官（判事・判事補）に占める女性の割合		29.7% (2024年12月1日)	30% (2030年度末)	
司法試験の受験者に占める女性の割合		34.7% (2025年度)	40% (2030年度)	
国家公務員 の各役職段階に 占める女性 の割合	係長相当職（本省）	30.8% (2025年7月)	35% (2030年度末)	30%
	地方機関課長・本省課長補佐 相当職	16.7% (2025年7月)	23% (2030年度末)	17%
	本省課室長相当職	8.9% (2025年7月)	17% (2030年度末)	10%
	指定職相当	5.6% (2025年7月)	8% (2030年度末)	8%
都道府県 職員の各役職段階 に占める女性 の割合	本庁係長相当職	23.3% (2024年)	30% (2030年度末)	30%
	本庁課長補佐相当職	23.4% (2024年)	28% (2030年度末)	25%
	本庁課長相当職	15.4% (2024年)	20% (2030年度末)	16%
	本庁部局長・次長相当職	9.4% (2024年)	13% (2030年度末)	10%
民間企業 の雇用者の 各役職段階に占 める女性 の割合	係長相当職	24.4% (2024年)	33% (2030年)	30%
	課長相当職	15.9% (2024年)	24% (2030年)	18%
	部長相当職	9.8% (2024年)	15% (2030年)	12%
役員に占 める女性 の割合	東証プライム市場上場企業	17.7% (2025年)	30% (2030年)	19%
	上場企業	14.0% (2025年)	20% (2030年)	
女性役員登用目標を設定し、その目標達成に向けた行動計画を策定している上場企業の割合		5.9% (2025年)	30% (2030年)	

項目		現状値	成果目標（期限）	（参考） 5次計画の成果目標
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率		過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.6% 乳がん：47.4% (2022年)	子宮頸がん：60% 乳がん：60% (2028年度)	子宮頸がん：50% 乳がん：50%
骨粗しょう症検診受診率		5.7% (2023年)	15% (2032年度)	
健康経営優良法人認定数		大規模法人部門 3,400法人 中小規模法人部門 19,796法人 (2025年度)	大規模法人部門 5,000法人 中小規模法人部門 37,000法人 (2030年度)	
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおけるこども・若者・男性等の多様な被害者への支援のための取組を行っている都道府県数		23都府県 (2025年4月)	47都道府県 (2030年4月)	
配偶者暴力加害者プログラムの実施に取り組んでいる都道府県数		---	47都道府県 (2030年4月)	
民間シェルター等の民間団体に財政的支援を行っている都道府県・政令市		45自治体 (2025年11月)	67自治体 (2030年4月)	
災害対策本部の 構成員に占める女 性の割合	都道府県	---	13.0% (2030年)	
	市区町村	---	16.0% (2030年)	

■ 目標

●「目標」とは、**政府が関係機関に要請する際に念頭に置く努力目標であり、これら機関の自律的行動を制約するものではない。**

項目	現状値	目標（期限）	（参考） 5次計画の目標
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	24.4% (2026年)	35% (2030年)	35%
参議院議員の候補者に占める女性の割合	29.1% (2025年)	35% (2030年)	35%
新規登録弁護士に占める女性の割合	28.0% (2024年度)	30% (2030年度)	

市町村男女共同参画計画の策定率

2024年	成果目標(2030年)
市区:99.0% 町村:81.6%	市区:100% 町村:95%

→第6次男女共同参画基本計画に基づく取組の推進について

(令和8年3月13日付け内閣府男女共同参画局長通知)

○都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)におかれましては、基本法第14条の規定に基づき、**6次計画**を勘案して、都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画(以下「地方計画」という。)を策定いただき、地域の実情に応じて主体的に数値目標を設定するなど、具体的な取組を積極的に進めていただきますよう、よろしくお願いします。

○都道府県におかれましては、管内市町村(政令指定都市を除く。)に対して、本件について周知をお願いします。
また、**地方計画を策定していない市町村への働きかけ**をよろしくお願いします。